

Title	中世における金融取引：ブルージュ市場に関する近著の紹介
Sub Title	Money market in Middle Ages
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.11 (1953. 11) ,p.937(55)- 947(65)
JaLC DOI	10.14991/001.19531101-0055
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19531101-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

物價引下・特典を考慮に入れて尙公表の實質所得上昇に三割許りの差があるからである。

(註) S. Schwartz: Labor in the Soviet Union, 1951.

N. Jasny: The Soviet Price System, 1951.

N. Jasny: Soviet Prices of Producer's Goods, 1952.

右の他にH・シュバルツの推測もある。

H. Schwartz: Russias' Soviet Economy, 1950.

彼は一九四七年の勞賃フオンド二八〇億ルーブルに基礎を置き、固有のフオンドを約八〇%として計算する點でジャスニーと一致する。然し總勞賃基金の上昇と固有勞賃基金の上昇と一致させることは危険である。

五 その他考慮すべきこと

ソ連側の資料によつてその生活水準を求めてみると次のようなものがある。

「ソ同盟勤勞者が物質的に豊かになつてゐることは國民所得の増加にはつきり示されている。戦後五カ年計畫の間にソ同盟の國民所得は戦前の一九四〇年にくらべ不變價格で六四%増大した。一九五一年の國民所得は一九五〇年に比べて不變價格で一二%増加した。」「國民所得が増えたので勞働者・農民・インテリゲンツァの物質的狀態はずつとよくなり、都市・農村の社會主義生産を更に擴張することができた。住民の物質的狀態が

よくなつたことはまた、勞働者・勤務員の實質賃金と貨幣賃金があり、ユルホーゾの共同經營や住宅附屬地及び個人經營からえられる農民の所得があがつたことによつても示されている。」「一般必需品物價が下がり、勞働者・勤務員の貨幣賃金が上がり、農民の現金及び現物所得がふえ、國家から住民のうけとる手當や特典がふえたために一九五一年度の勞働者・勤務員、農民の所得は一九五〇年に比べて不變價格で一〇%増えた。」(勞働者)註)

「ソ同盟の國民所得のめざましい増大。一九五一年の國民所得は一九一三年の一倍となり一九四〇年から一九五二年の間に二倍になつてゐる。」「ソヴェットの勤勞者は賃金の他に國家から澤山の支拂や特典を得ており、このため勤勞者の實質賃金はぐんとふえる。一九五二年に二九〇億ルーブルの各種特典・支拂があつた。」(註)

このような記述の物語ることは、ソ連では賃金というものが個人的面でのみならず、社會的な面でも考えられてゐることである。従つて平均賃金も重要ではあるが、なお實質的向上を示すことが重要なのであつた。従つて一九五〇年の目標としての六〇〇ルーブルを名目的に超過することよりも、實質的にこの線に達することに政策の目標がおかれたのではなかつたか。

パルフェノフは次のように云つてゐる。「勞働者の實収入狀態の重要な源泉は大量の物資の消費を伴なう繼續的な價格引下げにある。わが國の勞働者・勤務員は社會保險と社會保障と完

全に勞賃を受けとる有給休暇・サナトリアでの使用・バス及び無料券、憩の家、子供の家など國家のサービスを受ける。又國家

は都市農村の醫藥を無料にし、初級・七年制學校を無料とし、奨學金、未亡人援助などをしてゐる。」「一九五一年に勞働者・勤務員の實収入を一九四〇年より五七%上昇し、農民の實収入を六〇%高めた。第一九會大會では、五カ年計畫で小賣價を三五%引下げ、それを計算に入れて勞働者・勤務員の賃金を上昇させることを決議した。」「一九五二年に勞働者・勤務員の實収入は一九四〇年より六八%超過し、農民のそれを七三%超えた。第一九回大會では勞働者・勤務員の實質賃金を少くとも三五%上昇させることを目指した。」(註)

これらの表現は明らかに物價引下げ、國家サービスによる賃金上昇を示しているといえよう。裏をかえせば物價引下後賃金の上昇は殆ど行なわれず、實質賃金の上昇がそれを補つたとみるべきであらう。然し前述した如く公表の實質所得上昇を認めると貨幣賃金の上昇も稍行なわれたことになる。その微妙な差は間接的方法で證明するべきであつて、ここではS・シュバルツの推定が殆ど正しいと考えられる。後日、間接的方法で確かめてみたいと思ふ。(一九五三・六四)

(註一) Правда, 30 Январь, 1952 г.

(註二) П. Ффанов: Неуклонный рост благосостояния трудящихся При Социализме.

Новое Время, No. 13, 1953, г. стр. 8.)

中世における金融取引

(註三) Д. Парфенов: Ликвидация Прогинополюжно-

сти Между умственным и физическим Трудом в

СССР и Пути Уничтожения Существенного

Различия между ними.

(Вопросы Экономики No. 4, 1953 г. стр. 16.)

(註四) Я. Иванов: Неуклонный рост благосостояния

Советского Народа.

(Коммунист, No. 6, 1953 г. стр. 23.)

中世における金融取引

——ブルーシヤ市場に關する近著

の紹介——

渡邊國廣

中世初期において、金貨業は、依然として副業であり、僅かに小取引と絡んで、又掛賣に隠れて、企圖されたに過ぎなかつた。ベネジクト派の修道士は、金貨を好んだ。然し金貨が、固よりその本務ではない。又盛んな高利貸附に依つて、この派の修道院は不評を免かれなかつた。然し高利貸附が、直ちにその本職ではなかつたのである。同じく第十三世紀のアラスにおけ

る大金融業者も本格的な金貨業者とは看做し難い。かの地の金融業者は、組合を結んだり、預金を扱つたりはしなかつた。貸附は専ら自己資金を以て賄われていたのであり、當時シャンパーニュの大市を根據として金融業務に活躍したイタリ商人と、何等の接觸も持たなかつた程であつた。

職業としての金融業者の一團が來住するに及んで、フランドルには銀行業・信用貸が發展した。正にこの時期に、イタリ商人は、シャンパーニュの大市に代つてブルージュに、代理店を常置するようになったのであつた。しかもこの新しい展開を自體は、移動商人に基礎を置いた舊商業秩序の崩壊と、これに代るべき全然別個の國際的貿易組織の確立とに呼應するものであつたのである。

最近、アッシュヤー教授は、イタリ及びスペインにおける銀行業の初期の歴史について、龐大な研究の二部 Usher, Abbot Poyson, "The Early History of Deposit Banking in Mediterranean Europe" Vol. I. Harvard Economic Studies, Vol. LXXV. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1943, pp. xx + 649 を刊行した。ハ・ルーン・氏の新研究 de Roover, Raymond, "Money, Banking and Credit in Mediaeval Bruges: Italian Merchant-Bankers, Lombards and Money-Changers. A Study in the Origins of Banking." Mediaeval Academy of America Publication, No. 51. Cambridge, Mass. 1948,

イタリ人について。イタリ人は、ブルージュに來住するや、市當局に對し、商業上の特權を要求した。かくしてこのイタリ人は、同郷者毎に獨立に定住する商人居留地の設定に成功した。ジェノア、ヴェニス、フロレンス、ルカ、ミラノの各市出身の商人は、別個に一團となつて定住し、各居留地を中心に活動していたが、然し、固より結束は忘れなかつた。特に、共同の利益が侵害されたような場合、商人は擧げて共通の敵のために闘つたのであつた。

ブルージュ市當局に依つてイタリ商人に附與された商業上の特權は、長い交渉の末に獲得した特許狀のなかに規定されていた。この特許狀に依つて、如何なる壓迫に對してもイタリ商人を市側において保護すべきこと、通過税や港税を定額化すること、難破船を儲る諸問題に關する従來の規定を緩和することなどが決定された。然し金融業務に關する限り、何等の取極もない。恐らくこれは、イタリ商人の活動が規模において餘りにも國際的であり、従つてブルージュ市當局に依つてもこれを規制し得ないということが、最初から明白であつたためである。

イタリ商人は、特許狀に依れば、外國人と看做され、市の行政に參畫することが出来なかつた。然し、正に、治外法權の享受者として、イタリ商人は、絶大な特權を認められていた。イタリ人の各居留地における首長は、二人若しくはそれ以上の評議員に依つて補佐された領事であつた。領事は、本國

中世における金融取引

de Metz 等。は、中世ブルージュにおける金融業の展開について概説しているという意味において、正に、曩のアッシュヤー教授の研究を補足するものにはかならない。本稿においては、ド・ル・ルヴァー助教授のこの著を中心に、イタリ商人の來住を直接の契機として繁榮した中世ブルージュの金融市場について、概観して見よう。

ブルージュのほか、中世においては、パリ、ロンドン、アヴィニオンが、商業の重要な中心地であつた。然しロンドンは、パリやブルージュと比較した場合、遙かに後れていた。國際的な金融活動は、殆んどイタリ人が掌握し、イギリス人は、第十六世紀に入る迄、この面において、何等重要な役割を果していなかつたのであつた。パリに關しては、史料が乏しく、従つて全貌を詳述し得ない。しかも、アヴィニオンは、イタリ商人の完全な獨斷場であつた。僅かにブルージュのみが、國際的な金融市場として、アントワープ擡頭以前の時期において、とにかく獨特な地位を占めていたのであつた。

二

中世のブルージュには、異なつた三種類の金融業者がいた。イタリ商人・ロンバード人及び兩替商である。各金融業者は、享受していた法的地位において、非常な相違があつた。然らば、如何なる特權が規定されていたのであろうか。

政府の正當な代表であり、管内に起つたすべての事件に對し、外交代表として行動した。又同國人間の係争を仲裁するもの、領事乃至は領事の主宰する會議であつたのである。

ブルージュにおいては、イタリ人の各領事館が、商業の中心部たるアラス・ド・ラ・プールの設置された。フランス語の取引所は、第十四・五世紀のイタリ商人が好んで集つたこの繁華街の名稱に由來するのである。普通、イタリ人の大銀行・大貿易會社は、本國に根據を持ち、ブルージュその他の商業中心地には、社員を派遣し、又代理人若しくは通信員を常置していた。然し運営の上からは、全く異なつた二つの型があつた。一方を中央集權的と呼べば、他方は正に地方分權的であつたのである。

ベルツィ會社の組織は、この二つの型のうち、正に最初の型に屬する好い實例であらう。ベルツィ會社が一つあるだけであり、ベルツィ家の構成員が資本の大部分を所有していたのである。この會社は、ブルージュを含め、海外の各地に多數の代理店を持ち、代理店は、有給の使用人にしか過ぎなかつた。代理人に依つて管理されていた。社員が、代理人若しくは代理店の管理人という資格において、社用のため海外に出張することも屢々であつた。かかる場合、派遣されたこの社員は、社員として受くべき利益の配當のほか、規定の手當を支給されていた。例えば、一三〇六年に、ブルージュにあつて代理人とし

てベルツツイ會社を代表したギオヴァンニ・ヴィラニは、同時に、少額の持株を有する社員でもあつたのである。

メデイチ銀行の組織は、このようなベルツツイ會社の組織と全く相違してゐた。一つの全體を形成するベルツツイ會社の場合と違つて、メデイチ銀行は、獨立した若干の支店より構成され、各支店は、謂わば獨立した全體でもあつたのである。政策上の統一は、各支店の資本に對して支配力を持つメデイチ家に依つて維持されてゐた。かかる支店は、本店が指定した代理人に依つては管理されず、支店が擧げる利益からの配當を除けば、本店よりの給與もない支店員の一人に依つて管理されてゐたのである。一四六六年に、メデイチ銀行のブルージュ支店には、支配人トーマソ・ボルティナリ、副支配人アントニオ・デ・メデイチ、それから五人の支店員、一人の給仕がいた。

運営の觀點よりすれば、大いに地方分權の必要があつた。通信上の非常な障礙のために、各支店の支配人は、本店に依つて決定された一般政策の範圍内において、自由を與えられなければならなかつたのである。メデイチ銀行の場合、支店の如何なる上級者も政策の決定に責任があり、これに反してベルツツイ會社の場合、決定の大部分が、本店詰めの幹部の會議に委ねられていたのであつた。

然し、資本に關する限り、いずれの場合にあつても、社員出資に多くを依存してゐなかつた。運轉資金の大部分は、實に、

一般の投資に負つたのであり、社員が割當分を超過して提供した基金のほかに、局外者が一定の利子を目標に投下した金銭、再投資された利潤が、資本の主たる源泉であつたのである。

ブルージュにおけるイタリア商人の金融活動は、主として爲替手形の賣買、フランドル伯・ブルージュ市當局・聖職者や官吏に對する貸附に限られてゐた。中世の爲替手形は、裏書が出來ず、又割引されず、即金で買われた。外國手形を買うことは、外國貨幣を取得するのと同義であつた。かかる取引の普及は、信用貸の擴大を意味した。何故なら、手形の買手は、將來の或る日にしかも異なる場所において返済して貰うという約束を以て、手形の賣手に對し前貸をしたことになるからである。

中世の最も典型的な爲替手形においては、四人の關係者が登場し、二回の支拂が行なわれた。即ち、振出人は現金を支拂つて引受人から手形を買う、引受人はこの手形を在外通信員の一人に送附する、満期になると、支拂人と呼ばれるこの通信員が、指定された受取人に對し、外國通貨を以て所定額を支拂うのである。大抵の手形は、慣習期限であつた。第十四世紀において、ブルージュとバルセロナとの間の手形支拂の慣例期限は、一覽後三十日であり、ブルージュと、フロレンス、ジェノア、ヴェニスを含むイタリアの主要都市との間においては、日附後二カ月が普通であつたのである。

中世の爲替手形は、爲替相場に依つて決定される價格を以て賣買されてゐた。しかも、爲替相場における變動は、極めて激烈であつた。従つて、爲替手形の賣買を通じてイタリア商人が獲得する利潤は、必ずしも確定的なものであつたとはいへない。然し、このように、投機的な性格を持つてゐたためにこそ、却つて、爲替手形の賣買が、教會の喧しい眼を逃れ得てイタリア商人に依つて盛んに續けられることが出來たのである。

國際間の決済において、とにかく爲替手形が廣範に使用されるようになったため、現金輸送の必要が排除され、かくして流通の速度は早められた。このことから、中世の爲替手形は、裏書の方法に依つて流通をせしめなかつたが、當時早くも貨幣の代替物と看做されて重寶がられていたのであつた。

同時に、イタリア商人は、國王や公共團體のために、請われで貸附を行なつてゐた。一般に、貸附は、非常な危険を伴つた。特に、國王に對する貸附は、貸す側において國王の政治的運命が見極められなかつたため、失敗することが頗る多かつたのである。戰爭は、失態の重大な原因となつた。若し國王が大戰爭に關係するようになれば、貸附の返済が無限に延期され、商人側は非常な迷惑を蒙るであらう。メデイチ銀行のブルージュ支店に起つた慘澹たる破産は、主として、支配人トーマソ・ボルティナリが、大膽王シャルルやその一文無しの後継者

中世における金融取引

マクシミリアン一世に對し、法外な貸附を行ない、その返済が拒否されたことに由來したのであつた。戰爭遂行のために、大膽王シャルルが冒したかかる危険は、總て、國家財政の破綻をも導かずに措かなかつたのであつた。

然し、金融業務は、事實において、イタリア商人の多面に互る活動の一つの側面に過ぎなかつたのである。成程、メデイチ銀行は、第十四世紀における大銀行であつた。然し、メデイチ銀行は、金融業務のほかに、依然として貿易活動に對しても介入してゐた。寧ろ金融業務は、未だに第二義的な重要性しか持つてゐなかつたのである。却つて貿易が第一、金融が第二、仲買が第三であつた。中世商人の間においては、このようにブルージュ商人の例に依つても知られる通り、かかる業務の間の明確な分離が、依然として困難なことに屬したのであつた。

三

次に、ロンバード人について。イタリア商人のほかに、當時のブルージュには、他のイタリア人金融業者がいた。この種の金融業者は、一般にロンバード人と呼ばれて著名であつた。ロンバード人は、實業を専門とし、他のイタリア人と一緒に、第十三世紀も末期となつてフランドルに來住したのであつた。そして、金貸が教會に依つて糾弾された當時にあつても、このロンバード人が行なう金貸業のみが、必要悪として黙認されてゐた程であつた。このように、ロンバード人は、必要な存在では

あつたが、然し、同時に、恐がられもし、嫌がられもしていたのであつた。

大抵のロンバード人は、ピードモントのチエリ、アステイ両市の出身者であつた。イタリー商人の場合と同じく、ブルージュにおいて、ロンバード人は、外國人と看做されていたが、然しロンバード人の場合、營業上の特權に依つて何等か保護されるという事はなかつたのである。ロンバード人は鑑札を得て質店を開業した。第十四世紀の初期においては、鑑札が、市當局に依り、相應の手数料を年度毎に支拂うという條件において、附與された。この鑑札に依つて、ロンバード人は、實質的には市當局の直接の保護下に置かれるに至つたのであつた。そしてロンバード人の間においては、特に認められて、如何なる種類の犯罪に對しても犯行者のみが責任を負い、親戚には及ばないということになつた。同時に、ロンバード人は、財産贈與税を免除され、軍務からも解放された。若し營業の許可が取消される時には、六カ月前に豫告され、歸國前に事業の一應の整理が可能となる仕組であつた。その當時、極端な高利貸附は、行なつて差支えない職業のうちから、除外されていたが、然し罰金は、驚く程の低額であつた。後に、第十五世紀に入つて、詐欺は嚴禁されたが、然し、ロンバード人に對し、「金錢のために金錢」を貸附けることが、許容された。尤も社會的には、依然としてロンバード人は排斥され、公然たる罪人、冷酷な高利貸と看做されて、甚だ不評判であつたのである。

ブルージュにおけるロンバード人の質店は、多く、郊外の聖ギル教會の東裏の靜かな地區に集つていた。ブルージュの都市圖、その他の史料に依れば、ロンバード人の各店舗は、相當に廣い敷地を占めていた。これは、寶石から荷厄介な臺所道具や家具に至る迄、とにかく質入れされた品物を保管するために、廣い場所を必要としたからにはかならないのであろう。ところで、ロンバード人は、一般消費者のための信用貸を専門としていたのであつた。確かに、ロンバード人は、フランドル伯から身分の低い織布工・日雇職人に至る迄、とにかくすべての階層に對して金貸を行なつていた。然し、ロンバード人の金貸の對象は、主として、出費に迫られた大家であつた。職人は、失職の際に、屢々道具を質入れした。然し、若し仕事が見附かつた場合、道具を受出すことが出来なければ、この職人は、更に苦しい立場に追込まれなければならないのであろう。ロンバード人は、利子として、一磅に付き一週二片を取立てることが出来た。この率は、年利四十三パーセント三分の一に相當した。かかる法外な利子率は、勿論、聖職者を酷く憤慨させた。然し、ロンバード人に依つて貸金に對し要求されたこの高い利子が、保管料・地代・賃銀・鑑札を年々更新する際に要する手数料、その他一切の経費を含め、起り得るすべての出費を相殺して、尙且つ相當な餘剰があつたかどうかは、甚だ以て疑わしい。質店の擧げ得る純益は、他の種の仕事の利益と比較して、法外に高いものではなかつたように思われるのである。

信用貸の證書として、ロンバード人は、今日の質札に類似する數種類の預り證を使用していた。單に、國王や貴族に對する貸附の場合においてのみ、ロンバード人は、少なくとも二人の市參事會員の出席を得て、吏員に依つて作成された正式の契約書を、取交わしたに過ぎなかつた。公證人制度が、フランドルにおいては、イタリーにおける程一般的ではなかつたのである。

一年以内に受出されない質物は、簡單に沒收された。ロンバード人は、假令盜品を抵當として金錢を貸した場合においても、貸金の返済を受けて差支えなかつた。盜品の舊所有者は、これを抵當として貸した側のロンバード人に對し貸金が完全に返済された後でなければ、盜品の返還を要求することが出来なかつたのであつた。

四

最後に兩替商について。イタリー商人やロンバード人と違い、兩替商は外國人ではなく、正しく市民である必要があつた。市民權を獲得した外國人は、勿論、兩替商となることが出来た。特殊なイタリー人を除いたならば、ブルージュにおける兩替商の大部分は、若し登録簿が信頼するに足る手引となるならば、フランドル人かウォールン人であつた。兩替商は、市民であつたため、當然、吏員となるべき資格があつた。婦人は、兩替商となることが出来なかつた。然し、寡婦が、死んだ夫の

仕事を代行することは、一向に差支えなかつたのである。

兩替商は、他の市民と同様の權利を享受してはいたが、同時に、兩替商として、若干の義務をも負わされてはいたのであつた。第一に、兩替商は、通貨に關する種々な取極に服する旨を、公式に誓約しなければならなかつたのである。そして、若し、貨幣を選び好みしたり、鑄貨を削り取つたり、地金を輸出したり、若しくは禁止されている貨幣を流通させたりした罪が、發覺したならば、この兩替商は、苛酷な刑に處せられることになつていたのであつた。かかる規定の下において、當局は、兩替商に頼つて、通貨に關する取極の正確な實施を圖り、以て兩替商に對し、公共のための機能の一つを擔わせようとしたわけである。然し、必ずしも、當局の期待する通りの成果は得られなかつたのであつた。

然しブルージュにおいては、兩替商に従事する人々が、極めて少數であつた。そして、第十四世紀においては、とにかく、十五・六人からの兩替商がいたが、然し、第十五世紀を通じて、兩替商は、僅か四人に減少してしまつたのであつた。

ブルージュにおける兩替商の事務所の大部分は、織物會館やイタリー商人の各領事館を近くに控える市の中心部にあるグラ・プラス街の東北隅の聖ペーター橋の附近にあつた。聖ペーター橋は、このため、「兩替商街」にも呼ばれていた。ロンバード人が持つていた大きな事務所と比較して、兩替商の事務所は、確かに、非常に小さなものであつた。このた

め、兩替商は、質業を大規模に開始するための資格において、
缺けていた。従つて、若し兩替商が質業に手を出すならば、こ
の兩替商は、顧客の信用を害することに依つて、とにかく、破
産も免かれなかつたことであらう。

中世ブルージュの金融市場において活躍した二人の兩替商の
會計帳簿を考察することに依つて、ブルージュにおける兩替商
の活動の一端に觸れて見よう。ブルージュの市立記録保存所
は、ギララム・ルイエールと呼ばれる兩替商の元帳が二冊、ほ
かに、コルラルド・ドゥ・マルクと呼ばれる兩替商の仕譯帳二
冊、元帳五冊、アルファベット順の書簡索引二冊が現存してい
る。ルイエールの元帳については、一つの貸借対照表が残つて
いる。又コルラルド・ドゥ・マルクの元帳からは、五つの違つ
た日附の勘定残高を知ることが出来る。そして、この二人の兩
替商の會計帳簿は、いずれも、一三六六年から一三七一年に互
るものであつた。

仕譯帳への記入は、嚴密に年代順であつた。續いて、仕譯帳
から、元帳に轉記された。元帳は、人名勘定を持つてゐるに過
ぎない。元帳のなかには、資産勘定も、経費勘定も、利益勘定
も、總じて謂ゆる物的勘定に當るものは何一つもなかつたので
ある。複式簿記を、既にイタリ人は知つていたが、然し、ギ
ララム・ルイエールもコルラルド・ドゥ・マルクも、共に、單
式簿記に據つていたのであつた。

地金の賣買。この三つの業務のうち、最初の地金の賣買は、
貨幣の兩替よりも、更に重大な意義を持つたものであつた。兩替
商は、大衆と造幣局との間の連絡に當つた。そして、正に、こ
のような連絡を通じて、兩替商は、金融市場の圓滑な運営の上
に、積極的な役割を演じていたのであつた。

中世を通じて、フランドルにおいては、グロート貨を貨幣單位
とする銀本位制が採用されていた。金貨は、グロート貨と兩替
された。然し、交換率は、當局の如何なる權力を以てしても、
任意に決定することが出来なかつた。實に交換率は、金貨中に
含まれる金の量・單位銀貨中に含まれる銀の量・市場における
金と銀との交換率、この三つを十分に參照して確定されなけれ
ばならなかつたのである。若しこの三つの條件のどれか一つに
でも變化が起れば、金貨の銀貨に對する交換率は直ちに改訂さ
れなければならなかつたのであつた。しかも、金貨を銀貨と交
換する際には、兩替商に對し手数料を支拂はなければならな
い。若し預金者が銀貨に依つて預金していたならば、この人
は、銀貨を以て預金を引出すことは出来るが、然し、若し、銀
貨の代りに、金貨を望むならば、手数料を支拂はなければなら
なかつたのである。

通貨に關する規定に依れば、兩替商は、大衆から買つた地金
を、悉く造幣局に引渡さなければならぬ。事實、兩替商は、
造幣局の買上價格が地金の市價を上廻る限り、地金を造幣局に
引渡した。若し正貨が、輸入超過のため、海外へ流出するなら

中世における金融取引

コルラルド・ドゥ・マルクの元帳の一つを取れば、人名勘定
のなかには、一、一〇〇人もの人々の名前が見えた。この數字
は、兩替商の仕事が、如何に重要であつたかを示す。これ等の
人々の多くは、成程、行摩りの客であつたかも知れない。然
し、コルラルド・ドゥ・マルクが、少なくとも二〇〇人の常客
を持つていたことは確實である。ブルージュの人口は、第十四
世紀において、四萬人を越えていなかったから、恐らく、四十
人若しくは三十五人に一人が預金勘定を持つていたことになら
う。預金勘定を持つということが、このように、とにかくブル
ージュにおいては、早くも、豫想される以上に、一般的な傾向
となつていたのである。

コルラルド・ドゥ・マルクやギララム・ルイエールは、記帳
に際し、仕事の性格から、出来る限り正確を期した。このよう
な會計帳簿から推し、第十四世紀におけるブルージュの兩替商
は、兩替業務のほか、預金業務をも兼ねた金融業者であつ
た。兩替商の事務所は、準備金の保證の上に運営される商業銀
行であり、兩替商は、預金の一部を豫め積立て、規定額を當に
確保して置くことに依つて、預金者の不時の支拂要求に對し應
じなければならなかつたのであつた。

このような兩替商が行なう主たる業務のうちには、然らば、
如何なるものが含まれていたのか。ブルージュにおいて、兩替
商が果して重大な職能としては、地金の賣買・預金業務及
び準備金餘剰分の貸附や投資が擧げられよう。

ば、この結果として、地金は、造幣局において枯渴し、かくし
て、造幣局の正常な機能は停止を餘儀なくされるであらう。造
幣局の正常な機能が麻痺することになれば、貨幣の品位低下も
止むを得ない。單位銀貨中に含まれる銀の量が減じ、悪貨の流
通は避け難いところとならう。とにかく貨幣の不足が、中世に
おいては、品位を低下させる根本原因となつたのであつた。

品位の引上げということは、單位貨幣中に含まれる銀の量を
増すことに依つて、金位を高めることであらう。再三再四、ブ
ルジョニユ公は、グロート貨の金位を高めようとし、現に、長
い間この高い金位を維持することに成功した。金位のかかる引
上げに依つて、物價は下落し賃銀は下降した。若し物價が従來
の高さを持続すれば、通貨の收縮は恐るべき事態を惹起せしめ
るのであらう。事實一三九〇年に行なわれた通貨の引締めは、ブ
ルージュに暴動を惹き起し、怒つた暴徒は市の収入役を殺害し
てしまつた程であつた。

若し正貨が外國との支拂のために必要であつたならば、商人
は、恐らく、それを預金勘定から支拂うであらう。このため、
銀行の準備金は減少する。しかも、中世の金融業者は、簡単に
貸附を受けることが出来なかつたため、準備金におけるこのよ
うな減少は、同時に、業務の衰退をも意味するものであつたの
である。

預金業務。ブルージュにおいて、銀行預金は、支拂手段とし

で、廣く利用されていた。ユルラルド・ドゥ・マルクやギラッム・ルイエルの帳簿に依れば、勘定の振替記入に依る支拂が、現金支拂の數を遙かに凌駕していた。支拂の多くが、特に商人間における大抵の支拂が、銀行における預金勘定を通じて行なわれたのであつた。銀行預金は振替が容易であり、當時、既に、貨幣の重寶な代替物と看做されていた程であつたのである。

中世においては、小切手が未だ利用されていなかった。勘定の振替記入は支拂人と受取人とが相對し、口頭の指示を以て行なわれたのであつた。中世の兩替商は、かかる口頭の指示に従つて、支拂人の命令通りに、帳簿のなかに書込んだ。振替記入の指示は、屢々受取人の出席もなく、行なわれた。然し、ブルージュの法廷は、裁判において、支拂は、相手方の同意なくしては不完全であると判決した。フロレンスの法律も、支拂が行なわれる際には、受取人が出席すべきことを規定していたのである。

ブルージュにおいては、支拂人と受取人とが同一の兩替商の顧客であつた場合、勘定の振替記入が可能であつたばかりではない。支拂人が或る兩替商の顧客であり、受取人が他の兩替商の顧客であつた場合においても、勘定の振替記入が可能であつた。勘定の振替記入ということが、このように、ブルージュにおいては、中央集權的な手形交換制度もなしに、とにかく効果的に行なわれていた。これは、すべての兩替商が相互に整理勘

も重い罰金に處するという暴擧に出たのであつた。苛酷なこの措置は、結局において成功し、第十五世紀を通じ兩替商の數は急速に減少して僅か四人を數えるに過ぎない程の退潮振りであつたのである。

五

結論。中世のブルージュには、とにかく三種類の金融業者がいた。しかもこの三種類の金融業者は、既に明瞭であつたように、全く相違した性格を持つた金融業者であつたのである。ロンバード人は主として質業に従事していた。従つて銀行業の發展史上においてロンバード人が果たした役割は、決して重大とはいひ難い。信用貸を通じて、ロンバード人は、單に購買力を與へたに過ぎない。イタリ商人や兩替商の場合と違つて、ロンバード人は、購買力を増しはしなかつたのである。これに對しイタリ商人は、外國貿易や國際金融、特に爲替手形の賣買に専従していた。このようなイタリ商人は、商業の重要な中心地に、預金振替銀行としての機能を持つ支店を有し、活動の規模において餘りにも國際的であつた。然し兩替商の仕事は、嚴密に國內に限られていた。例えば、ユルラルド・ドゥ・マルクもギラッム・ルイエルも、共に、海外に代理人も通信員も置いてはいないのである。

然し、新大陸が発見され、經濟生活において國際貿易が重要な意味を持つようになると、最早や、ブルージュは、從來の繁

中世における金融取引

定を持つていたためであつた。ユルラルド・ドゥ・マルクが活躍した頃、ブルージュには十五人からの兩替商がいた。このうち、ユルラルド・ドゥ・マルクは、十四人の兩替商と整理勘定を持つていた程であつた。

貸附及び投資。兩替商は爲替手形を割引したり、購入したりしないで、預金者に對し預金額以上のものを振出すという形において、盛んに信用貸を行なつていた。ユルラルド・ドゥ・マルクやギラッム・ルイエルの元帳における大抵の當座貸越は、明らかに商人やその他の事業家に對するものであつた。又兩替商は、大抵は商人と共同で、工業や危険な貿易に直接金銭を投入した。然し兩替商の投資能力は無限ではなかつた。何故なら、中世においては、中央銀行が存在せず、従つて金融業者は専ら手持の現金に依存する以外になく、貨幣に對する必要の増大にも拘わらず、限度以上の貸出を契約することが出来なかつたためであつた。そして、この點が又、中世の信用制度における最大の缺陷でもあつたのである。

とにかくこの時期に、早くも銀行預金は支拂手段として廣く利用されていた。又兩替商は、手持資金の範圍内において、とにかく貸附や投資を續けていた。然し第十五世紀に入つて、當局は、兩替商に對し、酷く敵意を抱くようになり、あらゆる手段に訴へても業者を彈壓しようとした。かかる意圖の下において、當局は、兩替商に對して預金しようとする如何なる人々お

榮を持續することが出来なくなつた。特に、土砂沈積のためズエイン河が航行不能に陥つたことは、ブルージュの海港としての地位を、全く無力化し、ブルージュから、往時の繁榮を奪つてしまつた。金融業者は、ブルージュを去り、當時、地理的に恵まれた環境から國際海港として抬頭し來つた附近のアントワープに移つて行つた。かくして、アントワープにおいては、早くも一五三一年に、ブルージュから移動した商人を含め、各地から集まつた商人のために、國際的な規模を持つた最初の取引所が設置された。そして、世界商業の伸張と共に複雑化した金融取引が、そこにおいて決済されていたわけであるが、然し、ブルージュの取引所は、物音もなく、議論もなく、言葉を以てより頭の合圖に依つて、信じ難い程の静かさのうちに、世界中のことを處理した取引所とは違い、各地からの商人の話し聲で喧嘩を極めたといふ意味において、正に、近代的な取引の先驅となつたのであつた。すべての國の商人のために開かれたこの取引所を通じて、アントワープは、複雑な商業關係から巨大な富を集積し、第十六世紀のヨーロッパに君臨するやうな出来たのであつた。